

『方丈記流水抄』の本文について

岡 山 高 博

一 はじめに

元禄より享保期に活躍した和学者で、『書言字考節用集』の著作でも知られる榎島昭武の著した『方丈記流水抄』（以下、版本『流水抄』及び『流水抄』と略称）上下二巻二冊は、宝永三年（一七〇六）の自序を有し、享保四年（一七一九）に刊行された。近世に刊行された『方丈記』注釈書の最後のもので、諸注の集大成的な位置を占めている。¹⁾

版本『流水抄』の本文は、略本ではなく、広本の流布本系であり、扶桑拾葉集本の本文を主としつつ、そこにその異本注記と正保版本の本文を取り込んだ一種独特なもので、その行間には多くの異本注記が傍記されている。江戸期に刊行された『方丈記』の版本と諸注釈書の本文は流布本の系統で、古態の本文を伝える古本系との相違として

は、①元暦の大地震の条に、築地の下で遊んでいた武士の一人っ子が圧死する哀話があること、②草庵描写が説明的で、庵内の家具や道具類が増えていること、③閑居の気味を誇示する部分に「大方、世をのがれ……折々の美景に残れり」の一節があること、以上の三点が挙げられる。また、扶桑拾葉集本の本文は、正保版本を底本として、これに大福光寺本（またはその転写本）と、三条西家本あるいはそれに近い本文を校合したもので、流布本系と古本系とを任意に折衷した形になっている。²⁾ 但し、草庵描写については、古本系の本文に多くを依拠している。

研究史を確認しておくとして、これまで『流水抄』の本文に言及するものとして、小川寿一「刊本方丈記書史」に「本文も正保版本によつた在来のものとは異つて扶桑拾葉集本などによつて校訂してゐる」、川瀬一馬校注『新註国文学

叢書『方丈記』解説に「扶桑拾葉集本を基にしてゐるものと認められるが、寛永刊本等をも比較に用ひてゐる」とある。また、浅見和彦『方丈記』には「『流水抄』の本文は全体としては流布本に近いが、扶桑拾葉集本や三条西家本に近い特徴を見せており、ある種の接合本文である可能性も高い」、「『流水抄』が異本校合に使用した『方丈記』が複数であったか、あるいは現在知られていない独自本文を持った『方丈記』であったのか、現在のところ決定しかねる」と見える。

一方、東京都立中央図書館特別文庫室加賀文庫に蔵される『方丈記流水抄』⁶（以下、加賀本と略称）一卷一冊の奥には「元禄十丁巳歳／五月廿日 於武州江戸／馬指堂書」とあり、これは版本『流水抄』の未定稿の状態を示す写本である。書写者の馬指堂は、近江膳所藩士で蕉門俳人、菅沼曲翠（曲水）の別号で、同じく膳所藩の本多家に江戸詰めで出仕していた昭武から、完成前の草稿本を借りて写したものと考えられる。拙稿「加賀文庫蔵写本『方丈記流水抄』考——芭蕉周辺の方丈記享受について——」⁷では、加賀本と版本『流水抄』との本文の異同を考察し、版本『流水抄』の本文が加賀本祖本を底本としていないことを明らかにした。加賀本の本文は、正保版本に最も近いものの、ここには文意の不明瞭な、表現の拙いと思われる独自本文や古本系諸本に一致する箇所が多く、古本系と流布本系が恣意的

に混成された本文も見られる。このように、本文の崩れが顕著であるため、昭武は加賀本祖本の本文を版本『流水抄』には踏襲せず、新たに扶桑拾葉集本を底本に据えたのであろう。

本論では、版本『流水抄』の本文の実態を具体例を挙げつつ明らかにしたい。これまでの『方丈記』研究では、江戸時代に刊行された古注釈書の本文の性格について、詳しい検討が加えられてこなかった。というのも、こうした考察が、長明の原作『方丈記』の本文の復元や古本系と流布本系の分岐を探る試みに直接は関係しないからである。しかしながら、『方丈記』の享受史の構築を目指して、その本文の変容から古注釈書の生成過程の一端を明らかにすることは意義のあることであると考える。

二 『流水抄』の本文と扶桑拾葉集本の一致

では、版本『流水抄』の実態を明らかにするために、この本文に扶桑拾葉集本と正保版本を加えて、計三本の本文を比較したい。これら三本はいずれも流布本系に属しており、三本の間で共通している本文も相当に広く見られる。よって、ここで問題となるのは、

① 『流水抄』と扶桑拾葉集本の本文が一致し、正保版本のみ異なる

②『流水抄』と正保版本の本文が一致し、扶桑拾葉集本のみ異なる

③正保版本と扶桑拾葉集本の本文が一致し、『流水抄』のみ異なる

④正保版本・『流水抄』・扶桑拾葉集本の三本の本文がそれぞれ異なる

という右の四通りである。『流水抄』の本文が、①は扶桑拾葉集本に特徴的な本文及び古本系統の本文に一致し、②は正保版本に代表される流布本系統の本文に一致する場合である。そして、残る③と④とが、『流水抄』に特徴的な本文ということになる。

まず、草庵描写の部分を除いた全体の傾向としては、①が六十八例、②が四十八例であり、本文の相違も①のほうが大きいことから、『流水抄』の本文は正保版本よりも扶桑拾葉集本からの影響が濃厚であることを確認しうる。ここでは①の本文について、具体例を提示しつつ検討する。以下、版本『流水抄』を「流」、正保版本を「正」、扶桑拾葉集本を「扶」と略称し、その他の諸本については青木侖子編『広本略本 方丈記総索引』の略号に準ずる。「西」は三条西家本『方丈記』、「大」は大福光寺本『方丈記』である。

①「流」と「扶」の本文が一致し、「正」のみ異なる

【本文1】

正 ……は去年ややふれてことしはつくり

扶 ある・ハ去年けやふれて今・年れハ作り

西 あるひはこそやふれてことし・つくり

【本文2】

正 仁和寺に…隆れい曉きやう法印といふ人

流 仁和寺に慈尊院の大藏卿隆曉法印といふ人(上二十二ウ)

扶 仁和寺に慈尊院の大藏卿隆曉法印といふ人

西 仁和寺に慈尊院の大藏卿隆曉法印といふ人

【本文3】

正 其・心こころざしまさりて…ふかき・ハかならず…死・す

流 其・おもひまさりて心こころざしふかき・ハ必…ささだちて死しぬ(上二十二才)

扶 其・思・ひまさりて志こころざし…ふかき・はかならずさきたちて死・ぬ

大 ソノヲモヒマサリテ…フカキ物・必…サキタチテ死・ヌ

都における住居の無常を述べた【1】は、流布本系には存

しない古本系諸本にのみ見える一文である。扶桑拾葉集本と『流水抄』の本文は、三条西家本の本文に最も近く、また、本文本文の「やぶれて」に傍記された「やけてイ」は大福光寺本の本文に一致する。¹⁰⁾【2】は、養和の飢饉の際、死者の額に阿字を書いて鎮魂供養した隆暁法印を紹介した一節で、『流水抄』の本文は、三条西家本・扶桑拾葉集本に共通の本文である傍線部「慈尊院の大蔵卿」を踏襲している。この他にも、上十オ「およそ物の心をしれりしよりこのかた」(正は「このかた」なし)や上十五ウ「西南海の所領をのミ願ひ」(正は「のミ」なし)、下十六ウ「魚にあらざればその心をいかでかしらん」(正は「しらず」)などの傍線部は、三条西家本に特徴的な本文が扶桑拾葉集本を介して『流水抄』にも取り込まれた事例である。同じく、養和の飢饉の惨状を述べた【3】は、『流水抄』の本文が、古本系と流布本系を任意に混成した扶桑拾葉集本の独自本文に一致する場合である。こうした混成本文としては、上二十五ウ「若をのづから身かすならずして」(以下、傍線部は大福光寺本の本文に、波線部は正保版本の本文に一致し、他は両者に共通の本文であることを示す)や下十五オ「野辺のつばな、嶺のこのミ、わづかに命をつぐばかり也」、下十六オ「むかしと今とをたくらぶる斗也」などの例が挙げられる。

以上、右の【2】と【3】で見たように、版本『流水抄』

の本文の特徴としては、扶桑拾葉集本に見える三条西家本の要素に加えて、古本系と流布本系を任意に混成した独自本文を撰取している点にあるといえる。

また、版本『流水抄』と正保版本では、多くの漢字に振り仮名が施してあり、その振り仮名の相違で注目すべきものを、以下に掲げる(各巻の丁数は『流水抄』による。振り仮名は、棒線の上が版本『流水抄』、下が正保版本)。

「上巻」 十一オ病人(やまうどーびやうにん) 十五オ官位(つかさくらいーくわんぬ) 十六オ新都(いまのみやこーしんと) 十八オ御殿(みとのーごてん) 二十オ乞食(かたるーこつじき) 二十一オ路頭(みちのほとりーろとう) 二十五オ大地震(なぬーぢしん) 二十六オ妻子僮僕(つまこつぶねーさいしどうばく)

「下巻」 二オ三十余年(みそしあまりーよねん) 十四オ直(すぐーすなほ) 十六オ浮雲(うきくもーふうん) 十九オ貧賤の報(はうーむくひ)

このように版本『流水抄』は、正保版本に比べて、漢字に古訓など別の読みを宛てる傾向が強い。また、加賀本にも墨または朱による振り仮名が施されており、その中でも「病人」「官位」「新都」「乞食」「直」などは、版本『流水抄』の振り仮名に一致している。

三 『流水抄』の本文と正保版本の一致

ツキヲサキトス

一方、版本『流水抄』の本文と正保版本が一致する②の中で注目すべきは、次のような事例である。

② 「流」と「正」の本文が一致し、「扶」のみ異なる

【本文4】 正 大臣公卿悉・．．．．．

移・り給ひぬ

流 大臣公卿ことぐく・．．．．．

つり給ひぬ（上十五才）

扶 大臣公卿悉・．．．．．撰津国難波の京に

移・り給ひぬ

【本文5】 正 あまさへえやミ打・．．．そひて

流 あまさへえやミうち・．．そひて

扶 あまさへえやミ打・つ、きそひて

正 賞罰のはなはだしきをかへりみ恩・のあ

【本文6】 正 賞罰のはなはだしきをかへりみ恩・のあ

つきをおもくす

流 賞罰のはなはだしきをかへりみ恩・のあ

つきをおもくす（下十四才）

扶 賞罰のはなはたしく・．．．恩顧のあ

つきを、もくす

大 賞罰・ハナハタシク・．．．恩顧・ア

福原遷都の様子を述べた【4】は、『流水抄』の本文が、扶桑拾葉集本の独自本文に一致しない例である。『流水抄』に「撰津国難波の京に」の箇所が存しないのは、この続きに、実際、長明自身が福原京へ訪れたことを述べた「津の国今の京に到れり」という本文が見えるためで、ここは表現の重複を避けたものと考えられる。また、養和の飢饉の深刻化を述べた【5】でも、『流水抄』の本文は、正保版本に共通の「うちそひて」という簡潔な表現を採る一方、扶桑拾葉集本や三条西家本などに見える「打つ、きそひて」の本文の形が異本注記として傍記される。この部分も、扶桑拾葉集本の本文「打つ、きそひて」の「つづく」と「そふ」に意味の重複を感じたために、それを『流水抄』は踏襲しなかったのではないだろうか。

これに対し、草庵生活の中で友について述べた【6】は、扶桑拾葉集本が古本系と流布本系の混成本文になっているものの、版本『流水抄』の本文は正保版本に一致しており、ここは流布本系の本文のように「かへりみ」とあるほうが、説明が整っているためであると考えられる。また、版本『流水抄』は草庵描写でも、古本系の本文に多くを依拠する扶桑拾葉集本ではなく、流布本系の本文を採っている。この点についても、古本系の草庵が長明にとって必要最低限の

もののみ備えた簡素な住居として描かれるのに比べて、流布本系の草庵には文机や炭櫃、薬草園に関する記述が見えるなど、その構造がより詳細に描かれているからである可能性が高い。

四 『流水抄』に特徴的な本文

次に、版本『流水抄』に特徴的な本文について考察する。ここも草庵描写の部分を除くと、正保版本と扶桑拾葉集本の本文が一致し、『流水抄』のみ異なる③が四十五例、正保版本・『流水抄』・扶桑拾葉集本の三本の本文がそれぞれ異なる④が八例である。但し、③と④を合わせた五十三例のうち、『流水抄』の本文と扶桑拾葉集本の異本注記の一致する例が、

【本文7】 正 其・家の有・様・よのつねなら・ず

流 その家のありさまよのつねにも似ず

(下二ウ)三オ)

扶 其・家の有・様・よのつねなら・ず

のように二十例あり、合計の約四割を占める。たとえば、【7】の『流水抄』の本文「よのつねにも似ず」は、大福光寺本にのみ見える本文であるけれども、これは扶桑拾葉集本の異本注記を踏襲したものである。このように『流水抄』では、大福光寺本をはじめ古本系統に一致する箇所

多くが、扶桑拾葉集本の異本注記からの影響である。また、養和の飢饉の条に、

【本文8】 正 あやしき賤・山がつも力つきて

流 ・・・・賤・山がつも力つきて

(上二十一オ)

扶 あやしきしつ山かつも力つきて

とあるように、『流水抄』本文の誤脱や単純な誤刻と見られるものが八箇所ほどある。

全体の傾向として、版本『流水抄』に特徴的な本文が他の二本に比べて際立った相違を示す例はあまり見られないものの、その中で注目すべきものを、以下に掲げる。

③ 「正」と「扶」の本文が一致し、「流」のみ異なる

【本文9】 正 た、水の泡に・にたりける

流 たゞ水の泡に・似たりけり(上九ウ)

扶 た、水の泡に○にたりける

【本文10】 正 すべて都の中・三分か一に及・へりとぞ

流 すべて都のうち三分か二におよべりとぞ

(上十二ウ)

扶 すへて都の中・三分か一に及・へりとぞ

④ 「正」・「流」・「扶」の三本の本文がそれぞれ異なる

【本文11】 正 三四町をかけて吹まくる・間に

流 三四町をかけて吹まくる：に(上十三オ)

扶 三四町を^{此字イ無}かけて吹まはるまゝに

「人と栖」の生滅を「水の泡」に喩える【9】は、大半の諸本が「水の泡にぞ似たりける」という係り結びの構文になっているのに対し、正保版本と扶桑拾葉集本では「水の泡に似たりける」という係り結びの崩れた形になっている。一方、『流水抄』はその本文である「泡に」に対応するように、文末が「けり」の形になっており、正保版本と扶桑拾葉集本の文末「ける」を異本注記として傍記する。その結果、『流水抄』の「にそイ」と「けるイ」という異本注記の対応関係もより適切なものとなっている。次の【10】は、安元の大火の結末部分で、火災の焼損区域を平安京の「三分が二」と記述するのは、現存諸本では『流水抄』のみである。

また、辻風の被害を描写した【11】は、三本の本文がそれぞれ異なる場合で、正保版本をはじめ多くの諸本が「吹きまくる間」となっている。これに対し、『流水抄』の本文である「吹きまくる」に一致するのは加賀本と『方丈記諺解』の二本だけで、扶桑拾葉集本の独自本文「吹きまはるまゝ」は異本注記の形で見られる。ここは加賀本に特徴的な本文が版本『流水抄』に継承された可能性も想定しうるけれども、そうした事例はごく少数にとどまる⁽¹³⁾。

五 『流水抄』の異本注記

最後に、版本『流水抄』に施された異本注記について検討を加える。『流水抄』の本文に傍記された異本注記は、計八十一箇所という多数に及んでいる。その内訳を示すと、A扶桑拾葉集本の本文に一致するものが二十七例、B扶桑拾葉集本の異本注記に一致するものが三十五例、C正保版本の本文に一致するものが三十三例である。これらの合計が八十一を超えるのは、たとえば版本『流水抄』の異本注記が、前掲【9】の「けるイ」のように、正保版本の本文と扶桑拾葉集本の本文との両者に共通する場合も十四箇所あるなど、AとCの重複する事例があるからである⁽¹⁴⁾。全体として、版本『流水抄』の本文に傍記された異本注記は、扶桑拾葉集本の本文とその異本注記、また、正保版本の本文のいずれかを探ることによりほぼ網羅しうる。この他に、AとCに含まれない版本『流水抄』に特徴的な異本注記は、

【本文12】 正 則たふれふしぬ^{此イ無}（上二十一才）

流 則たふれふしぬ（上二十一才）
扶 則たふれふしぬ

【本文13】 正 其・余波しばく絶・ず

流 その余波しはく^{トイイ}たえず（上二十四ウ）
扶 其・余波しはく絶・ず

という右の二例のみである。養和の飢饉で、困窮のため力

尽きる者の様子を述べた【12】は、正保版本が「死ぬ」とするのに対し、版本『流水抄』と扶桑拾葉集本は古本系諸本に共通の「ふしぬ」を採用。しかし、版本『流水抄』の異本注記のように「死しぬ」とする現存諸本はない。また、元暦の大地震の余震について述べた【13】は、三本ともその本文を「しばしば（屢）」とするけれども、『流水抄』の異本注記は「暫くは」という意の「しばしば」を示している。こうした本文は、流布本系では『方丈記首書』・『方丈記諺解』・『方丈記宜春抄』¹⁵の諸注に見え、加賀本の本文もまた「しばしば」と表記する。昭武は『方丈記首書』を参照している¹⁶のでここはその影響とも、加賀本の本文を版本『流水抄』の異本注記に継承したものと考えられる。

六 おわりに

以上を要するに、版本『流水抄』は、扶桑拾葉集本の本文を基盤としつつ、それにその異本注記と正保版本とを折衷した形の本文になっており、その中に見られる古本系本文の多くは、扶桑拾葉集本からの影響であった。その結果、『流水抄』は、純粋な流布本系本文である正保版本や扶桑拾葉集本とはまた別種の混成本文を形成するに至ったわけである。この他に、『流水抄』に特徴的な本文も見られるものの、右の三通りから大きく逸脱したような本文はなく、

また、曲翠の書写した『流水抄』の草稿本と見られる加賀本独自の特色も反映していなかった。

このことは、必ずしも、榎島昭武が多くの異本を参照せずとも、扶桑拾葉集本を底本としてそれに正保版本を校正すれば、版本『流水抄』の本文の大半が成立しうることを示しているものと考えられる。そして、扶桑拾葉集本の本文とその異本注記、正保版本の本文のうち、版本『流水抄』の本文に採用されなかったものを任意に選び、本文本文の傍らに異本注記として記したものと考えると素直に領ける。

ここで、小林祥次郎「榎島昭武伝記再説」¹⁷末尾に掲げられた年譜により、曲翠が加賀本を書写してから版本『流水抄』が刊行されるまでの昭武の事蹟を抄出するに、

元禄十年（一六九七）五月 膳所藩士の菅沼曲翠が『方丈記流水抄』の未定稿を書写。

あるいはこの前後に致仕したか。

元禄十一年（一六九八）三月『北越軍談』成る。

同 八月『書言字考節用集』成る。

同 秋 『身延道之記首書』成る。

これ以前に『東関紀行』の注釈を執筆。

元禄十七年(一七〇四)正月『身延道之記首書』を京都

二条の村上平楽寺から刊行。

宝永二年(一七〇五)九月『職原要略和歌』成る。

宝永三年(一七〇六)春『方丈記流水抄』成る。

享保四年(一七一九)八月『方丈記流水抄』を京都と

江戸の書肆から刊行。

となる。これによれば、元禄後半から宝永年間にかけて、昭武は『流水抄』以外にも『書言字考節用集』や『身延道之記首書』を著すなど、旺盛な執筆活動を展開していたことがわかる。また、昭武は膳所藩の本多家に右筆として仕えていたけれども、『書言字考節用集』の「標題」に「退キテ市ニ在ル」⁽¹⁸⁾、版本『流水抄』の「標題」に「駒谷散人榎島昭武」と見えるように、この時期は職を辞していたようである。その一方で、後者の「標題」には「官家の蔵書をもつて、本文を校合し」とも見え、この「官家」があるいは本多家をさすのか定かではないものの、その蔵書の中に『扶桑拾葉集』も含まれていた。元禄十年の加賀本の段階で、その注釈部分はかなり程度まで進捗していることから、宝永三年までの間に、昭武が版本『流水抄』を加賀本によらず、これに正保版本を校合し、本文の校訂作業を行うことは時間的にも十分に可能であったと考えられる。

〔注〕

(1) 築瀬一雄編『方丈記諸注集成』(豊島書房、一九六九年)の解

題三二頁に「流水抄は、刊行された方丈記注釈書の中で、一番最後に出たものであり、諸注の集成的位置に立つてゐる」とある。以下、『方丈記』の古注釈書の本文についても、同書を参照した。

(2) 鈴木知太郎「方丈記諸本解説」(鈴木知太郎校異『方丈記』武蔵野書院、一九五九年)四四〇四五頁に、扶桑拾葉集本は正保版本を底本とし、「その校訂に当たって、大福光寺本(またはその転写本)のほかに、(5)の三条西公正氏旧蔵本(二)、あるいはそれと同じ本文のものが用いられた」とある。併せて、築瀬一雄「方丈記伝本考」(『鴨長明研究』加藤中道館、一九八〇年)、草部了円「扶桑拾葉集本方丈記の成立について」(『方丈記諸本の本文校定に関する研究』初音書房、一九六六年)を参照した。

(3) 吉澤義則『本文校異 方丈記諸抄大成』(立命館出版部、一九三三年)二六頁。

(4) 講談社刊、一九四八年、一〇九頁。

(5) 『国文学 解釈と鑑賞』五九一五、至文堂、一九九四年五月、一三九頁。

(6) 請求記号、加一〇五三〇。

(7) 『古代中世文学論考』第四十集(新典社、二〇二〇年)。

(8) 以下、版本『流水抄』の本文は、注(1)前掲『方丈記諸注集成』及び「享保四年己亥仲秋穀旦/心斎橋筋順慶町/柏原屋与左衛門」の刊記を有する架蔵本に、扶桑拾葉集本(刈谷市中央図書館村上文庫蔵の版本、請求記号W一〇七二/一二)に、正保版本(国立国会図書館デジタルコレクション、請求記号八五七一八〇)により、私に句読点を付した。

(9) 武蔵野書院刊、一九六五年。

(10) 加賀本もまた正保版本と同じくこの一文を欠くものの、その脱落している行間に「○或は去年焼今年作りイ」と、これを補入する旨の書き入れがある。

(11) ここは、注(2)前掲「方丈記諸本解説」四四頁が、扶桑拾葉集本の異本注記について、「その傍書が、いちじるしく大福光寺本系統の側に多いのは、底本に用いた正保版本を重く見た、本書の校訂態度のあらわれと解することができよう」と指摘しているのが参考となる。

(12) 上十九才「秋川冬取るぞめきはなし」や上二十三才「都のほとりにハ在々所々堂舎廟塔」、下三才「更に他の用途いらす」(○の部分)が誤刻)などが挙げられる。

(13) 加賀本に特徴的な本文と版本『流水抄』の本文が一致する例としては、細部の表現であるものの、草庵生活の粗衣について述べた下十五才に「人にまじらハざればすがたをはづる悔もなし」とあるのが挙げられる。その他の諸本で傍線部に一致するのは前田家本と扶桑拾葉集本の異本注記のみで、ここが正保版本では「人にまじらざれハ」、扶桑拾葉集本では「人にまじらハざれハ」となっている。

(14) 詳細な内訳を多い順に示すと、扶桑拾葉集本の異本注記に一致するのが三十三例、正保版本の本文に一致するものが十七例、正保版本の本文と扶桑拾葉集本の本文の両者に一致するものが十四例、扶桑拾葉集本の本文に一致するものが十三例、正保版本の本文と扶桑拾葉集本の異本注記の両者に一致するものが二例である。

(15) 『方丈記宜春抄』はその注記に「しはしとは暫の字なり」とあるので、「しはしは」と解していたことがわかる。この点については、篠瀬一雄『方丈記解釈大成』(大修館書店、一九七二年)

一二五頁に指摘がある。

(16) 版本『流水抄』の「標題」末尾に「是より前、首書(山岡元隣子)泗説(貞徳高弟加藤盤齋)等の抄出ありて、世の人もてあそぶといへども、たゞ本拠のあらまし而已にて、文意の深切を解する事なし」とある。

(17) 『日本語と日本文学』四二、二〇〇六年二月。併せて、小林祥次郎「横島昭武とその著述」(中田祝夫・小林祥次郎『書言字考節用集 研究並びに索引』風間書房、一九七三年)を参照した。

(18) 『書言字考節用集』の引用は、注(17)前掲『書言字考節用集 研究並びに索引』所収の影印により、私に訓読を施した。

(おかやま たかひろ)